

(書式6-6)

遺言執行者就任通知書

通知書

本籍 ○○県○○市○○町○番地

最後の住所 ○○県○○市○○町○番○号

遺言者 亡○○○○

平成○○年○○月○○日死亡

平成○○年○○月○○日付自筆証書遺言による上記遺言者の指定に基づき、同人の遺言執行者として就職することを承諾します。

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○番○号

○ ○ ○ ○

○○県○○市○○町○番○号

遺言者 亡○○○○相続人

○ ○ ○ ○ 殿

解 説

(遺言執行者就任通知書)

遺言で遺言執行者に指定された者は、相続人その他の利害関係人から、相当の期間を定めて、就任の諾否の回答を求められた場合、その期間内に就職を承諾するどうかの回答を求めることができる。

文例は、これに対する就任の回答であるが、その期間内に相続人に対して回答しない場合も、就職を承諾したものとみなされる（民法第1008条）。

